

墓地, 埋葬等に関する法律 (抜粋)	墓地, 埋葬等に関する法律施行規則 (抜粋)	京都市墓地等許可取扱要綱 (抜粋)
<p>第一章 総則</p> <p>第一条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。</p> <p>第二条 この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。</p> <p>2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。</p> <p>3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。</p> <p>4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。</p> <p>5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けた区域をいう。</p> <p>6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。</p> <p>7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。</p> <p>第二章 埋葬, 火葬及び改葬</p> <p>第三条 (省略)</p> <p>第四条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。</p> <p>2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。</p> <p>第五条 (省略)</p> <p>第六条及び第七条 (削除)</p> <p>第八条 及び九条 (省略)</p>	<p>第一条～第五条 (省略)</p>	<p>第一条 (省略)</p>

第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

第十一条 (省略)

第十二条 墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

第十三条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

第十四条 (省略)

第十五条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

第十六条 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受領した日から、五箇年間これを保存しなければならない。

第六条 墓地の管理者は、墓地の所在地、面積及び墳墓の状況を記載した図面を備えなければならない。

2 納骨堂又は火葬場の管理者は、納骨堂又は火葬場の所在地、敷地面積及び建物の坪数を記載した図面を備えなければならない。

第七条 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 墓地使用者等の住所及び氏名
二 第一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の年月日
三 改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係並びに改葬の場所及び年月日

2 墓地等の管理者は、前項に規定する帳簿のほか、墓地等の経営者の作成した当該墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類を備えなければならない。

第二条 本市の区域内における民営墓地の新設、拡張は次に掲げる場合を除き認めない。

- 一 第5条に規定する墓地の移転
- 二 第6条に規定する墓地の拡張
- 三 公共事業に伴う墓地の移転又は拡張
- 四 施行細則の施行日以前から現に存する墓地で、墓地台帳に登載する必要がある場合
- 五 自然災害の発生等により、墓地の新設又は拡張が必要である場合
- 六 墓地が山間地その他交通の著しく不便な場所にあつて、墓地を移転することに相当の理由がある場合

第三条及び第四条 (省略)

第五条(墓地の移転に係る許可基準)

2 (2) 移転予定地に関する要件
ア 当該宗教法人が所有する土地であつて、抵当権、地上権等の所有権以外の権利（高圧線等の設置に係る地役権等の設定を除く。）が設定されていないこと。

イ～オ (省略)

カ コンクリート堀、樹木等により外部から容易に見渡すことができない等、周囲の住環境を損なわないものであること。

第六条(墓地の拡張に係る許可基準)

2 (2) 拡張予定地に関する要件
ア 当該宗教法人が所有する土地であつて、抵当権、地上権等の所有権以外の権利（高圧線等の設置に係る地役権等の設定を除く。）が設定されていないこと。

イ～オ (省略)

カ コンクリート堀、樹木等により外部から容易に見渡すことができない等、周囲の住環境を損なわないものであること。

第八条(納骨堂の新設及び増設に係る許可基準)

2 (2) 新設又は増設予定地等に関する要件

<p>2 <u>火葬場の管理者が火葬を行ったときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。</u></p> <p>第十七条 (省略)</p> <p>第十八条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。</p> <p>2 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。</p> <p>第十九条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十条の規定による許可を取り消すことができる。</p> <p>第四章 罰則</p> <p>第二十条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十条の規定に違反した者</p> <p>二 第十九条に規定する命令に違反した者</p> <p>第二十一条 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p> <p>一 第三条、第四条、第五条第一項又は第十二条から第十七条までの規定に違反した者</p>	<p>3 火葬場の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。</p> <p>一 火葬を求めた者の住所及び氏名</p> <p>二 第一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに火葬の年月日</p> <p>第八条 火葬場の管理者は、火葬を行ったときは、火葬許可証に火葬を行った日時を記入し、署名し、印を押し、これを火葬を求めた者に返さなければならない。</p> <p>第九条 (省略)</p> <p>第十条 法第十八条第一項の規定による当該職員の職権を行う者を、環境衛生監視員と称し、同条第二項の規定によりその携帯する証票は、別に定める。</p>	<p>ア <u>当該宗教法人が所有する土地及び建物であって、抵当権、地上権等の所有権以外の権利（高圧線等の設置に係る地役権等の設定を除く。）が設定されていないこと。</u></p> <p>第九条～第十二条 (省略)</p>
--	---	--

二 第十八条の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、又は同条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。